



### 介護保険負担限度額認定の申請

高齢介護課 ☎77516473  
☎77618872

介護保険負担限度額認定の対象になる人は、介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、食費と住居費の負担が軽減されます。現在認定を受けている人は、7月31日(金)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する場合は、再度申請が必要です。 ※申請日を含む月の1日から適用になります。 ①～③の全てに該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合、配偶者も住民税非課税③預貯金などが、単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下 甲申請書(高齢介護課にある)に必要事項を記入して、関係書類と一緒に郵送で高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ

### 介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 ☎77516473  
☎77618872

要支援・要介護認定を受けている

人に、8月以降の介護保険負担割合証(つぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合が記載されていますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。 【負担割合】3割

負担となる人/本人の合計所得金額が20万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で30万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で43万円以上 2割負担となる人/次の①②のいずれかに該当する人①本人の合計所得金額が20万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で28万円以上30万円未満、65歳以上の人が2人以上いる世帯で36万円以上43万円未満②本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で28万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で36万円以上 1割負担となる人/3割・2割負担以外

### 保険料額納入通知書を7月中旬に郵送

保険年金課 ☎77551255  
(高齢者医療) ☎7759827

後期高齢者医療保険料は毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します(本

算定)。令和2年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。保険料は、全ての被保険者に賦課されます。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。保険料率は、2年ごとに改定があり、令和2・3年度の埼玉県の保険料率は左表のとおりで、年間の保険料の上限額も64万円に変わります(平成31年度までの上限額は62万円)。また、平成31年度の均等割額が8割軽減となっていた人は7割軽減に、8.5割軽減になっていた人は7・75割軽減に変わります。

### 【保険料率の比較】

区分	平成30・31年度	令和2・3年度
均等割額(年額)	41,700円	41,700円
所得割率	7.86%	7.96%

### 特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎77551233  
☎7768872

一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。 ①

おおむね次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母または養育者(所得制限あり)①身体障害者手帳1～3級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある②療育手帳の判定がA・A・Bである③精神障害などで①②と同程度である 【支給月額】重度/5万2,500円、中度/3万4,970円 ※申請は平日だけです。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。

### 幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等の利用費の請求

保育課 ☎77551211  
☎7745342

幼児教育・保育の無償化に係る幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等の施設等利用費について、対象者の人は請求手続きが必要です。 ①施設等利用給付認定を受けている児童のうち、請求対象期間中に新2号認定または新3号認定を受けている子ども 【必要書類】請求書(保育課、各施設にある。市ホームページからダウンロード可)、施設から発行された領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)、口座情報



## アッピー マスクバンクを開設

新型コロナウイルス対策室 ☎775-2294

「マスクを寄付したい」という声にお応えして、アッピー マスクバンクを開設しました。寄付していただいたマスクは医療従事者や高齢者、障害者などのために有効に活用させていただきます。【受け付けるマスク】不織布マスク、布マスク(手作りマスク)、サージカルマスク、N95マスク ※開封済み・使用済みマスクは受け付けできません。☑直接、市役所6階新型コロナウイルス総合窓口が各支所・出張所または東・西保健センターへ

分かる書類の写し、委任状(請求者と口座名義が異なる場合だけ)【申請期間】7月13日(月)～22日(水)【請求対象期間】令和2年4～6月分 ※書類の提出先や支払いまでの流れなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 市税・国民健康保険税の納付は LINE Pay のご利用を

納税課 ☎775-5135・FAX775-9846

7月1日(水)からLINE Pay請求書支払いで税金が納付できます。スマートフォンで納付書に印字されたバーコードを、LINE Payのコードリーダーで読み込むだけでいつでもどこでも支払いが可能です。



LINE Pay

### ■利用可能な市税

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

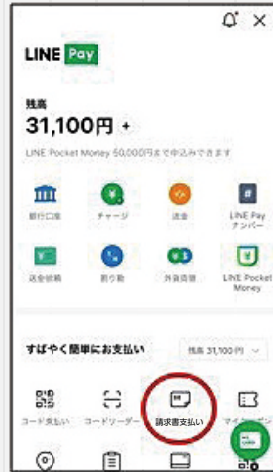
### ■納付上限額

30万円 ※30万円を超える金額で利用したい場合は、納税課に問い合わせてください。

### ■LINE Pay請求書支払い利用方法 ※図はイメージです。

- ①LINEアプリをダウンロード
- ②「ウォレット」タブから「LINE Pay」の利用登録
- ③支払いたい金額をチャージ ※Visa LINE Payクレジットカードを持っている人は、LINE Payに登録し「チャージ&ペイ」機能で支払いができます。
- ④「ウォレット」内の残高をタップ
- ⑤「請求書支払い」をタップ(図1)
- ⑥内容を読んで「次へ」
- ⑦立ち上がったコードリーダーで納付書のバーコードを読み込む
- ⑧請求内容を確認する(図2)
- ⑨支払いを行う
- ⑩パスワードを入力する
- ⑪支払い完了

【図1】



【図2】



### ■注意事項

- (1)LINE Payで納付した場合、領収書は発行されません。領収証書や軽自動車税継続検査(車検)用の納税証明が必要な人は、金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアで支払ってください。
- (2)Visa LINE Payクレジットカードの「チャージ&ペイ」での税金納付には、LINEポイントが付与されませんが、LINE Pay残高からの税金納付は付与対象外です。
- (3)現在、口座振替で納付している人がLINE Payでの納付に変更する場合は、口座振替登録解除の手続きが必要です。

## 市政相談委員制度

広報広聴課 ☎775-4918  
☎776-8873

市政相談委員が市政に対する苦情に対し、公正・中立的な立場で処理するものです。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。☎市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ①市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、直接または郵送で広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)または各支所・出張所へ

## 市長へのはがき

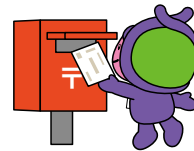
広報広聴課 ☎775-4918  
☎776-8873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。

昨年度は、420件の貴重な意見をいただきました。意見の内訳は、環境・安全・みどり関係92件、まちづくり・基盤整備関係47件、教育・文化・スポーツ関係45件、行財政・窓口接遇関係31件、健康・福祉・医療関係24件、保険・年金・税・証明関

係9件、産業・経済関係3件、救急・消防関係1件、その他168件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、市民体育館、コミュニティセンター、イコス上尾などに設置しています。



## 後期高齢者医療制度の新保険証を7月下旬に郵送

保険年金課 ☎775-5125  
(高齢者医療) ☎775-9827

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(土)に更新されるため、新しい保険証を7月下旬までに簡易書留で郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

### ■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、8月1日現在の世帯状況と平成31年中の所得から算出する令和2年度の市民税・県民税課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割

負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ個別に通知します。

【表1】自己負担の割合を判定する住民税課税所得の基準

令和2年度住民税課税所得	自己負担の割合
同じ世帯の被保険者全員が145万円未満	1割
同じ世帯の被保険者のいずれかが145万円以上	3割 (現役並み所得者)

※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】後期高齢者医療制度・自己負担の割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	自己負担の割合
被保険者が2人以上	被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

## 金婚・ダイヤモンド婚の顕彰状と記念品を贈呈

高齢介護課 ☎775-5124  
☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し、顕彰状と記念品を贈呈します。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため**金婚式典・ダイヤモンド婚式典は開催せず、10月下旬頃に顕彰状と記念品を郵送します。**☎金婚/4月1日から10月末日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和45年中に結婚した夫婦 **ダイヤモンド婚**/4月1日から10月末日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和35年中に結婚した夫婦 ※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象です。☎「金婚・ダイヤモンド婚対象者届出書」(高齢介護課、各支所・出張所にある)に必要な事項を記入して、8月7日(金)までに直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)または直接、各支所・出張所へ

### 上尾伊奈斎場つつじ苑・瓦葺ふれあい広場の指定管理者を募集

環境政策課 ☎77516925  
☎77519872

上尾伊奈斎場つつじ苑は平成15年、瓦葺ふれあい広場は平成24年の供用開始時から指定管理者制度を導入し、両施設の現在の指定管理期間（5年間）が、令和3年3月31日（水）で終了します。令和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（水）の両施設を一体として管理運営を行う指定管理者（法人その他の団体）を募集します。☑甲申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入して、8月24日（月）～28日（金）に直接、環境政策課へ ※募集要項・申請書は7月1日（水）から市ホームページに掲載します。詳しくは、募集要項をご覧ください。

### 文化センター・イコス上尾の指定管理者を募集

市民協働推進課 ☎77514539  
☎77510007

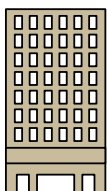
文化センターとイコス上尾は平成18年から指定管理者制度を導入し、現在の指定管理期間（5年間）が、令和3年3月31日（水）で終了します。令

和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（水）の各施設の管理運営を行う指定管理者（法人その他の団体）を募集します。☑甲申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入して、8月24日（月）～28日（金）に直接、市民協働推進課へ ※募集要項・申請書は7月1日（水）から市ホームページに掲載します。詳しくは、募集要項をご覧ください。

### 養護老人ホーム恵和園の指定管理者を募集

高齢介護課 ☎77514190  
☎77618872

養護老人ホーム恵和園は平成18年から指定管理者制度を導入し、現在の指定管理期間（5年間）が、令和3年3月31日（水）で終了します。令和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（水）の施設の管理運営を行う指定管理者（法人その他の団体）を募集します。☑甲申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入して、8月24日（月）～29日（土）に直接、高齢介護課へ ※募集要項・申請書は7月1日（水）から市ホームページに掲載します。詳しくは、募集要項をご覧ください。



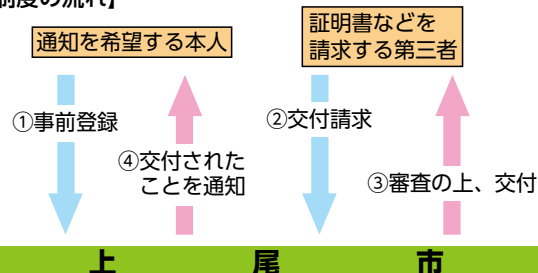
## 本人通知制度

～不正取得を防止するために～

市民課 ☎775-5128・☎775-9827

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人に交付年月日、種類、交付通数、交付請求者の種別を郵送でお知らせします。登録をすることで、身元調査など人権侵害の未然防止や委任状の偽造・不正取得の抑止につながります。☑住民基本台帳に登録されているか、戸籍に記載されている人 ☑申請書（市民課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入し、本人確認ができる物を用意して直接、市民課（〒362-8501本町3-1-1）または各支所・出張所へ ※郵送（市民課に限る）の場合は、本人確認ができる物の写しを同封してください。

#### 【制度の流れ】



## 令和2年度 国民健康保険税納税通知書を郵送

保険年金課 ☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険（国保）に加入している人に「国民健康保険税 納税通知書兼更正（決定）通知書」を7月上旬に郵送します。国民健康保険税（国保税）の納め方は、普通徴収（口座振替または納付書）と特別徴収（年金天引き）があります。

### ■国保加入者数が多い世帯は均等割の一部を減免

平成31年度から、国保税の賦課方式を変更したことに伴い、平成30年度以前から上尾市国保に加入している加入者数が多い世帯には、急激な負担増を緩和する措置として、国保税額の一部を減免します。平成31年度から引き続き令和2年度も対象になる世帯には、減免申請書を送付しますので申請してください。なお、この国保加入者数が多い世帯に対する減免は、令和2年度で終了となります。☑減免申請書に必要事項を記入して、7月31日（金）まで（必着）に郵送で保険年金課（〒362-8501本町3-1-1）へ

## 本庁舎のエレベーター 改修工事

総務課 ㊟7755114

㊟77519819

本庁舎のエレベーター改修工事を令和3年2月末までの工期で予定しています。工事期間中は、稼働台数が少なくなり、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

## 上尾市都市計画マスター プラン2020(案)への 意見を募集

都市計画課 ㊟7757629

㊟77519906

市のまちづくりを計画的・総合的に進める上尾市都市計画マスタープランを改定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。  
【計画(案)の公表・意見募集期間】7月1日(水)～31日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】都市計画課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。 ㊟市内に在住・在勤・在学の人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定・改定の参考にします。 ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内

容を市ホームページで公表します。

個別には回答しません。 【提出方

法】意見書に必要な事項を記入して、直

接か郵送(31日消印有効)またはファ

クス、メールで都市計画課(〒362-8

501本町3-1-1、㊟5351000@ci

ty.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け

付けできません。

## 児童扶養手当の申請・ ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ㊟77516819

㊟77415342

### ■児童扶養手当

父または母と生計を別に行っている児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。 ㊟おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、

18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合

は20歳未満まで)を監督・保護・養

育している父または母もしくは養育

者(所得制限など一定の要件あり) ①

父母が離婚した②父または母が死亡

した③父または母が重度の障害の状

態にある④父または母に一年以上遺

棄されている⑤父または母が裁判所

からドメスティックバイオレンス

(DV)保護命令を受けた⑥父または

母が法令により1年以上拘禁されて

いる⑦母が婚姻によらず出産した

【支給額】左表のとおり

### ■【支給額(月額)】

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150～ 10,180円
2人	10,190円	10,180～ 5,100円
3人以上	6,110円	6,100～ 3,060円

※4月から支給額が変更になりました。

### ■ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自

立を支援し、その福祉の増進を図る

ための制度です。 ㊟ひとり親家庭

の父または母もしくは養育者と児童

(ひとり親の要件は前記①～⑦に該

当する人、児童扶養手当欄を参照。

所得制限や年齢要件などあり) 【助

成額】入院・外来などの各医療保険

制度の自己負担額と入院時食事療養

標準負担額の2分の1 ※児童扶養

手当とひとり親家庭等医療費助成の

申請に必要な書類は、申請者の状況

によって異なります。事前に子ども

支援課に問い合わせてください。

## 令和3年4月採用予定

# 市職員を募集

職員課

㊟775-5112

㊟775-9819

### 【職種・採用予定人数】

職種	人数
一般事務	12人
一般事務(障害者)	
土木	若干人
保育士	3人
消防士	9人

【試験内容】活字印刷文による教養試験、作文試験、専門試験(職種による)を行います。

【第1次試験日】9月20日(日) ※詳細は申し込み後に郵送する受験票でお知らせしま

す。 ※高等学校卒業見込者は、試験日程などが異なりますので募集要項で確認してください。

【申込方法】7月7日(火)～8月24日(月)に市ホームページから電子申請。電子申請が困難な場合は、申込書・自己紹介書(いずれも職員課、各支所・出張所、図書館本館にある(7月7日から設置(予定))。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、郵送(8月24日必着)で職員課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※消防士は申し込み方法などが異なりますので、市ホームページで確認してください。

埼玉県後期高齢者医療  
健康長寿歯科健診

保険年金課(高齢者医療) ☎7755125

☎7759827

県後期高齢者医療広域連合給付課

☎8333130

県後期高齢者医療広域連合では、

健康長寿歯科健診を実施します。お

口の健康は、全身の健康につながり

ます。疾病の予防や健康増進のため、

ぜひ受診してください。 ☎7月1

日(水)〜令和3年1月31日(日) 所埼玉

県歯科医師会加入の実施医療機関

☎平成31年度に75歳(昭和19年4月

2日)〜昭和20年4月1日(生まれ)と

80歳(昭和14年4月2日)〜昭和15年

4月1日(生まれ)になった後期高齢

者医療制度の加入者 ☎後期高齢者

医療被保険者証、お薬手帳、埼玉県

後期高齢者医療広域連合からの歯科

健診に関わる郵送物(6月下旬に対

象者へ郵送) ☎直接、希望する実

施医療機関へ ※市外の歯科医院で

も受診可能です。 ※令和2年度の

上尾市成人歯科健診は受診できませ

るのでご注意ください。 ※対象者

以外の加入者は、令和2年度の上尾

市成人歯科健診を受診してください

。詳しくは「令和2年度版上尾市

健康カレンダー」14ページをご覧ください。

# 65歳以上の人に 介護保険料納入通知書を郵送

高齢介護課 ☎775-5127  
☎776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金など)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課に相談してください。なお40〜64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料(税)と合わせて納めることになっています。詳しくは、**下表**を参照してください。

## 【介護保険料の納付方法】

第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40〜64歳)
納付書・口座振替・年金天引きによる納付	健康保険料(税)と合わせて納付

※第1号被保険者は高齢介護課へ、第2号被保険者は加入している健康保険組合へ、それぞれ直接、問い合わせてください。



## ■介護保険料Q & A

**Q** 介護保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

**A** 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が介護保険料を納めることになっています。皆さんが負担する介護保険料は、介護保険事業を運営する財源です。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用するためにも、介護保険料の納付は大切です。滞納すると介護サービス利用時に給付を制限することがありますので、注意してください。

**Q** 介護保険料は、どのように決定されるのですか？

**A** 介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決定しています。 ※詳しくは、介護保険料納入通知書または同封のしおりをご覧ください。

**Q** 年度の途中で介護保険料が上がる(下がる)のはなぜですか？

**A** 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当該年度の介護保険料(年額)の決定が7月のため、原則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同額が「仮徴収額」となります。7月に介護保険料(年額)が決定した後、納付済みの「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料を後半の3回(10・12月・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・翌年2月)で調整します。そのため、前年度に比べて介護保険料(年額)が変更となった人や前年度の6月または8月から年金天引きが開始された人などは、当該年度の前半と後半で年金天引き額が異なる場合があります。

**Q** 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

**A** 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と異なりますので、注意してください。

# 限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付) ☎775-5136  
 (高齢者医療) ☎775-5125  
 ☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代などの自費負担額を除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。 ※限度額は世帯の所得状況に応じて異なります。

## 国民健康保険加入者

☑次の①②のいずれかの人①70歳未満②70歳以上で、住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分 ☑来庁者の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。支所・出張所で、申請・交付はできません。

### ●更新手続き●

既に認定証を持っている人は、認定証の有効期限が7月31日(金)です。更新手続きは7月1日(水)から受け付けます。 ※現在認定証を持っていない人で必要な人は、随時受け付けていますので、事前に保険年金課で交付申請をしてください。

## 後期高齢者医療制度加入者

☑住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分の人 ※事前に電話で対象者が確認することができます。 ☑来庁者と被保険者本人の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、本人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※同一世帯内に未申告の人がいる場合は申請できません。支所・出張所で、申請・交付はできません。

### ●更新手続き●

認定証は毎年8月1日に更新となります。既に発行され、交付要件を満たす人には新しい認定証を7月中旬に郵送します。

### 【限度額適用認定証を提示した場合の自己負担限度額】

(70歳未満)

(70歳以上と後期高齢者医療制度加入者)

区分	限度額	入院時食事代(1食当たり)	区分	外来限度額	入院限度額	入院時食事代(1食当たり)
所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	460円 <sup>*1</sup>	現役並みⅢ 課税所得690万円以上 (認定証は不要)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		460円 <sup>*1</sup>
所得600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		
所得210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		
所得210万円以下	57,600円	210円 <sup>*2</sup>	一般 課税所得145万円未満等 (認定証は不要)	18,000円	57,600円	210円 <sup>*2</sup>
住民税非課税世帯	35,400円		低所得者Ⅱ <sup>*3</sup>	8,000円	24,600円	
			低所得者Ⅰ <sup>*4</sup>		15,000円	

※1 住民税非課税世帯に属する人は限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかった場合、食事代が460円となります。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の発行期日以後、入院日数が90日を超えた後の食事代については、申請により160円になる場合があります。

※3 (国保) 同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。  
(後期) 同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。

※4 (国保) 同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)である世帯の人。  
(後期) 同じ世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)である世帯の人。